

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2019年度

貸与奨学生のしおり

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや、返還にあたっての注意などを記載しています。

この冊子は、奨学金の貸与が終わるまで大切に保管してください



JASSO Japan Student Services Organization

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

URL:<https://www.jasso.go.jp/>

目 次

奨学生のしおり ダイジェスト	1
はじめに	
1. 貸与奨学金制度	4
2. 貸与奨学生としての心構え	4
3. 注意事項	5
第一部 貸与奨学金に関わる制度	
1. 保証制度	6
2. 返還方式	9
3. 第二種奨学金に係る利率の算定方法	13
第二部 貸与中の手続き	
図解 1 奨学生採用から貸与終了まで	15
1. 奨学生証	16
2. 返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）	20
3. マイナンバー（個人番号）の提出（奨学生として採用された時）	44
4. 奨学金の振込み	45
5. 奨学金の貸与月額の変更等	47
6. 貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）	50
7. 貸与額通知書（年に1度の借用金額等の確認）	59
8. 奨学金継続願（年1回）	61
9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）	63
10. 進学する場合	66
11. 特に優れた業績による返還免除	67
12. 貸与終了時の手続き	71
第三部 返還	
図解 2 貸与終了から返還完了まで	72
1. 奨学金の返還	73
2. 個人信用情報機関の利用	80
第四部 お知らせ	
1. JASSO 支援金	83
2. 優秀学生顕彰（JASSO Students of the Year）	83
3. スカラネット・パーソナル	84
4. 奨学金貸与・返還シミュレーション	86
5. その他の情報提供	87
第五部 資料	
1. 2019年度 貸与月額一覧表	88
2. 機関保証制度の「保証委託約款」	90
3. 機関保証制度の保証料（目安）	91
4. 関係規程	
独立行政法人日本学生支援機構法（抜粋）	97
独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抜粋）	97
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）	99
業務方法書（抜粋）	101
貸与奨学規程（抜粋）	106
奨学生の適格認定に関する施行細則（抜粋）	112

4 機構は、前項の貸与奨学金処置通知の内容を理解していることを確認するため、第2項第2号及び第3号の処置を受けた者に対し、別に定める書類の提出を求めるものとする。

(貸与奨学生に係る認定の方法)

第5条 貸与奨学規程第16条第3項及び第16条の2第3項の適格認定は、第3条の貸与奨学生適格基準に基づき、次項に定めるところにより行うものとする。

2 第2条第1項各号に掲げる者の適格認定については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める学校の種類ごとに貸与奨学生適格基準の細目に基づいて認定するものとする。

区分	貸与奨学生適格基準の細目	
	学部・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)	大学院
廃止	1 学業成績が次のいずれかに該当する者 (1) 卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者 (2) 当年度の修得単位(科目)数が皆無の者又は極めて少ない者	学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者
	2 次のいずれかに該当する者 (1) 「貸与奨学金継続願」を提出しなかった者(貸与奨学金継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む。) (2) 在学学校で退学・除籍の処分を受け学籍を失った者(ただし、授業料未納による退学・除籍処分は、異動(退学)として取り扱うものとする。) (3) 学校内外の規律を著しく乱し、貸与奨学生の資格を失わせることが適当である者 (4) その他、貸与奨学生としての責務を怠り、特に貸与奨学生として適当でない者	同左
	3 第3条第3号に該当しない者	同左
	4 第2条第1項第2号に掲げる者であって次のいずれかに該当する者 (1) 停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがない者 (2) 停止の処置を受けている期間が継続して2年を経過した者 (3) 在学学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願い出ない者	同左
停止	1 学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがある者	同左
	2 廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 停学その他の処分を受けた者 (2) 学校内外の規律を乱し、貸与奨学金の交付を停止させることが適当である者(不起訴処分の場合に限る。)	同左
	3 第2条第1項第2号に掲げる者であって停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがある者	同左
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、(1)又は(2)に該当する者のうち、次年度以降の修得単位(科目)数が当年度と同数程度であっても卒業延期とならない者その他当年度の修得単位(科目)数に基づき警告認定を行うことが適当でないと思われる者は、除くことができる。 (1) 当年度の修得単位(科目)数が標準的な修得単位(科目)数の1/2以下の者 (2) 前号の規定にかかわらず、在学学校長が当年度の修得単位(科目)数が著しく少ないと認めた者 (3) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (4) 学修の意欲に欠ける者 (5) 仮進級となった者	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、(1)に該当する者のうち、次年度以降の修得単位数が当年度と同数程度であっても修了の延期とならない者その他当年度の修得単位数に基づき警告認定を行うことが適当でないと思われる者は、除くことができる。 (1) 当年度の修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者 (2) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (3) 学修の意欲に欠ける者
継続	廃止、停止又は警告に該当しない者	同左
復活	第2条第1項第2号に掲げる者であって、停止の事由がなくなった(卒業延期が確定したこと又は卒業延期の可能性が極めて高いことにより停止の処置を受けている者)であっては、当該延期後の卒業又は修了予定日に卒業又は修了できる見込みがある場合に限る。)と認められ、かつ、貸与奨学金の交付再開を願い出た者	同左

(貸与月額の選択に関する指導)

第6条 在学学校長は、警告又は継続の認定を行った者の収入と支出の状況を確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう指導するものとする。

(貸与奨学規程第16条の2に規定する適格認定に関する読替え)

第7条 貸与奨学規程第16条の2第3項及び第4項の規定により機構が適格認定を行う場合については、第2条第1項中「貸与奨学生が在学する学校の長(以下「在学学校長」という。))」とあるのは「機構の理事長」と、第2条第2項及び第3項、第4条第2項第2号、第5条第2項の表及び前条中「在学学校長」とあるのは「機構の理事長」と読み替えるものとする。


日本学生支援機構ホームページ


<https://www.jasso.go.jp/>

JASSO

検索



 **@JASSO_general**

 **YouTube JASSO channel**